

平成 29 年度

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る評価結果

平成 30 年 8 月

広島市

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価について

1 評価方法

市長は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により評価を実施する。

2 項目別評価

(1) 法人による小項目に係る自己評価

市長は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

(2) 市長による評価

ア 小項目評価

法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

イ 大項目評価

小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明	評価の基準
5	中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。	特に市長が認める場合
4	中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。	すべての小項目評価が3~5の場合
3	中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。	3~5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合
2	中期計画の実現のためにはやや遅れている。	3~5の小項目評価の割合が概ね9割未満の場合
1	中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。	特に市長が認める場合

3 全体評価

(1) 評価方法

大項目ごとの評価点を、当該大項目の評価点の配分比率の割合に乘じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

(2) 大項目評価点の配分比率

大項目の評価点の配分比率の割合は、次表のとおりとする。

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率の割合	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	3 2 %	3 2 %
	2 医療の質の向上	8 %	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8 %	
	4 地域の医療機関等との連携	8 %	
	5 市立病院間の連携の強化	4 %	
	6 保健医療福祉行政への協力	4 %	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4 %	3 2 %
	2 人材の確保、育成	8 %	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4 %	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4 %	
	5 外部評価等の活用	4 %	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8 %	
第4 その他重要事項	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4 %	4 %
評価点の合計		5点満点(100%)	

(3) 評定基準

全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

評価の基準	評価の記号及びコメント	
4. $5 < X$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. $5 < X \leq 4. 5$	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. $5 < X \leq 3. 5$	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. $5 < X \leq 2. 5$	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
$X \leq 1. 5$	D	法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計

地方独立行政法人広島市立病院機構 平成29年度業務実績に係る評価

全体評価

評価の記号

B：法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。

評価コメント

第1期中期計画期間の最終年度となる平成29年度の業務実績に係る評価を行うため、本市では、法人の業務実施状況や自己評価についてのヒアリングを実施するとともに、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会から本市の評価に対する意見聴取を行った。

業務実績評価においては、中期計画に掲げる取組のうち、「市立病院として担うべき医療」を重視することとし、広島市民病院はハイブリッド手術室の運用等による手術件数の増加、安佐市民病院は脳神経センター機能の強化等による救急医療の充実、舟入市民病院は小児救急医療や小児専門医療の提供、リハビリテーション病院は回復期リハビリテーションの充実などを有用な実績として評価した。

法人全体では、地域医療構想の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築に当たって必要な地域の医療機関等との連携が強化されていることや、地域医療構想実現の重要な柱となる安佐市民病院の建替えに関し、荒下地区に整備する新安佐市民病院（仮称）の基本設計が完了し、現在の北館に整備する病院の医療機能や整備計画に係る本市や安佐医師会との協議が順調に進んでいることを評価した。

一方、財務面では、新たな施設基準の取得による収入の確保や調達コストの削減など経営改善に向けた様々な取組により、前年度に比べて赤字額は大幅に減少したものの、赤字解消には至らなかったことから、経常収支の黒字化に向けて、より一層の経営改善に取り組む必要がある。

以上を総括し、本市が行った平成29年度の業務実績評価は、前述のとおり「中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。」との結論に至ったものであるが、引き続き、地方独立行政法人の特長を最大限に生かし、より一層質の高い医療を提供するとともに、患者サービスの向上を図り、市立病院に求められる役割を積極的に果たすことを期待する。

業務運営等に関する改善事項等について

業務運営等に関する個別・具体的な事項について、改善その他必要な措置を講ずることを命ずる点はない。

なお、市立病院に求められる役割を果たす上で考慮すべきものとして、次の意見を申し添える。

- ・ 平成34年春の開設を予定している新安佐市民病院（仮称）については、関係する医療機関とのネットワーク化に取り組みながら、県北西部地域等の拠点病院としての役割が果たせるような医療提供体制の構築を目指すべきであること。
- ・ 今後とも市民に信頼される質の高い医療を継続的、安定的に提供していくため、経常収支の黒字化に向けたより一層の経営改善が欠かせないものであること。
- ・ 舟入市民病院の病床の有効活用や自立訓練施設の利用促進など、年度計画で達成が不十分であった項目については、第2期中期目標を踏まえた適切な対応が重要であること。

全体評価（評点）

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率 a	大項目評価点 b	評価の基準 a × b	評価の記号 (全体評価)
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	3	0.96	B
	2 医療の質の向上	8%	3	0.24	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	3	0.24	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	4	0.32	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	4	0.16	
	6 保健医療福祉行政への協力	4%	4	0.16	
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営体制の確立	4%	4	0.16	B
	2 人材の確保、育成	8%	4	0.32	
	3 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	4	0.16	
	4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	4	0.16	
	5 外部評価等の活用	4%	4	0.16	
第3 財務内容の改善	経営の安定化の推進	8%	2	0.16	
第4 その他重要事項	安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%	4	0.16	
評価点の合計		(100%)		3.36	

※ 全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりである。

評価の基準	評価の記号及びコメント	
4. $5 < X$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3. $5 < X \leq 4.5$	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2. $5 < X \leq 3.5$	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1. $5 < X \leq 2.5$	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
$X \leq 1.5$	D	法人の業務には、中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点（大項目評価点×配分比率の割合（%））の合計

項目別評価(総括表)

大項目	小項目	評価の記号
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 市立病院として担うべき医療		3
(1) 広島市民病院	ア 救急医療の提供	3
	イ がん診療機能の充実	3
	ウ 周産期医療の提供	3
	エ 災害医療の提供	3
	オ 低侵襲手術等の拡充	3
	カ 専門外来の実施	3
	キ 手術室の整備	4
	ク CEセンターの設置	3
	ケ 病棟薬剤業務の充実	3
	コ 看護体制の充実	3
(2) 安佐市民病院	サ 医療機器の計画的な整備・更新	3
	シ 中央棟設備の老朽化等への対応	3
	ア 救急医療の提供	4
	イ がん診療機能の充実	3
	ウ 災害医療の提供	3
	エ へき地医療の支援	4
	オ 低侵襲手術等の拡充	4
	カ リハビリテーションの充実	3
	キ 専門外来の実施	3
	ク 病棟薬剤業務の充実	3
(3) 舟入市民病院	ケ 看護体制の充実	3
	コ 医療機器の計画的な整備・更新	3
	ア 小児救急医療の提供	3
	イ 小児専門医療の提供	3
	ウ 感染症医療の提供	3
	エ 病院機能の有効活用	2
	オ 病院の特徴として標榜できる診療の実施検討	3

大項目	小項目	評価の記号
(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設	ア 総合的なリハビリテーションサービスの提供	3
	イ 回復期リハビリテーション医療の充実	4
	ウ 看護体制の充実	3
	エ 自立訓練施設の利用促進	2
	オ 相談機能の強化と地域リハビリテーションの推進	3
	カ リハビリテーション医療従事者の市立病院間の交流の促進	3
	キ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化	3
2 医療の質の向上		
(1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応	ア 医療スタッフの知識の習得や技術の向上	3
	イ 資格取得の促進	3
	ウ 診療体制の充実	3
	エ 医療水準の維持向上につながる医療機器の整備・更新	3
(2) 医療の標準化の推進		
(3) チーム医療の推進		
(4) 医療の安全確保の徹底	ア 医療安全管理体制の強化	3
	イ 院内感染の防止	3
	ウ 迷惑患者対策の実施	3
(5) 医療に関する調査・研究の実施	ア 職員の自主的な研究活動の支援と研究成果の発信	3
	イ 治験等臨床研究の推進	3
3 患者の視点に立った医療の提供		
(1) 病院情報の提供		
(2) 法令・行動規範の遵守	ア 行動規範の確立と徹底	3
	イ 適正な個人情報の保護と情報の公表・開示	3
	ウ 病院内規程等の点検・見直し	3
(3) 患者等への適切な医療情報の提供、説明	ア インフォームド・コンセントの徹底	3
	イ セカンドオピニオンの実施	3
(4) 相談機能の強化		
(5) 患者サービスの向上	ア 接遇・応対研修の充実	3
	イ 患者・家族ニーズの把握と病院運営への反映	2
	ウ 入院手続の集約化	4
	エ 療養環境の改善	3

大項目	小項目	評価の記号
4 地域の医療機関等との連携		4
(1) 地域の医療機関との役割分担と連携	ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等 イ 地域連携クリニカルバスの運用拡大	3 3
(2) 地域の医療機関への支援	ア 高度医療機器の共同利用、開放型病床の利用の促進 イ オープンカンファレンス等の実施	3 3
(3) 保健機関、福祉機関との連携	ア 保健機関との連携 イ 福祉機関との連携	3 3
5 市立病院間の連携の強化		4
(1) 一つの病院群としての病院運営の推進		3
(2) 病院総合情報システムの更新等		3
(3) 地域の医療機関との診療情報の共有化の検討		3
6 保健医療福祉行政への協力		4
(1) 広島市が実施する保健医療福祉施策への協力		3
(2) 災害等の緊急事態への対応		3
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営体制の確立		4
(1) 理事会を中心とした組織体制の整備、病院長の権限強化等		3
(2) 本部事務局体制の整備		3
(3) 病院事務室の機能強化		3
(4) 業務改善に取り組む風土づくり		3
2 人材の確保、育成		4
(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保	ア 診療体制の拡充	3
	イ 医療支援センター等の体制強化	4
	ウ 多様な採用方法と雇用形態の導入	3
	エ 医師確保の推進	3
	オ 看護師確保の推進	3
	カ 看護師等の安定的な職場定着の推進	3
	キ 病院間の人事交流の推進	3
(2) 事務職員の専門性の向上	ア 病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用	3
	イ 法人職員の計画的な採用と育成	3
	ウ 経営コンサルタント等の活用	3

大項目	小項目	評価の記号
	ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり イ 資格研修参加の促進 ウ 新規採用看護師等に対する指導・研修の充実	3 3 3
(3) 研修の充実		
3 弾力的な予算の執行、組織の見直し		4
(1) 弾力的な予算執行		3
(2) 契約手法及び契約に係る執行体制の見直し		3
(3) 施設整備に係る執行体制の見直し		3
(4) 病院の維持管理体制の見直し		3
4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり		4
(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築		3
(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減		3
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	ア 子育てと仕事との両立の支援	3
	イ 時間外勤務の削減	3
	ウ メンタルヘルス対策の実施	3
5 外部評価等の活用		4
会計監査人による監査等		3
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
経営の安定化の推進		
(1) 中期目標期間中の経常収支の黒字の維持		2
(2) 診療科別・部門別の収支状況の把握と迅速な対応		3
(3) 経費の削減		4
(4) 収入の確保		2
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充		4
安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充		3